

東吾妻町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
東吾妻町長
東吾妻町議会議長
東吾妻町農業委員会
東吾妻町教育委員会

東吾妻町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東吾妻町長、東吾妻町議会議長、東吾妻町農業委員会、東吾妻町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行動計画推進委員会（別表）を設置し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行い、その結果をその後の対策や計画変更等に反映させることとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 平成33年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を平成26年度の実績（20.5%）の2割増の24.6%以上を目指す。
- (2) 男性職員の育児休業の取得は平成26年度で実績なしであるため、平成33年度までに、取得割合20%を目標とする。
- (3) 職員の超過勤務時間の平成26年度実績は、1人当たり月平均3.4時間であり、月平均以上超過勤務を行う職員の割合は31.7%であるため、平成33年度までに、月平均3.4時間以上超過勤務を行う職員の割合を、2割以上引き下げ、25.3%以下を目指す。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、町長部局、町議会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 平成 28 年度より、幹部候補者研修等の各種研修への女性職員の参加を積極的に推進する。
- (2) 平成 28 年度より、育児休業の制度の趣旨及び内容等を周知するとともに、イクメン・イクボスなど男性職員の育児参画を積極的に推進するとともに、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。
- (3) 平成 29 年度より、新たに毎月 2 日程度（例：第 1・第 2 金曜日）を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に定時退庁を勧奨するなど、職員全体での取組を推進する。

以 上

別 表

行動計画推進委員会

委員長	副町長
副委員長	総務課長
委 員	長部局職員（※ 4） ※管理職 2 名を含む 議会事務局職員（1） 農業委員会事務局職員（1） 教育委員会職員（2） 職員団体が推薦した職員（2）
事務局	総務課職員

*委員構成は、性別・年齢などを考慮し、偏りが無いようにつとめる。